
最近の裁判例から (9)－位置指定道路の自動車通行禁止請求－

位置指定道路の敷地所有者が隣接地所有者に対して当該道路の自動車通行禁止を求めたが棄却された事案

(東京高判 令4・12・13 判例時報2609-15)

位置指定道路の敷地所有者が、隣接地の運送業者による当該位置指定道路の自動車通行禁止等を求め、原審では、請求が認容されたが、控訴審において、当該位置指定道路の自動車での通行は、道路所有者として受忍すべき程度にとどまるとして、本件道路の自動車での通行を全面的に禁止するよう求めることは、権利の濫用に該当し、許されないというべき等として、請求を棄却した事例。

1 事案の概要

X（原告）が相続により取得した敷地（本件土地）の一部には、相続前の昭和40年に、貸家建築のため、建築基準法42条1項5号の規定による位置指定道路（本件道路）が開設され、主に本件土地内の住人の利用に供されていた。

Yは運送業を営んでおり、平成30年6月に本件土地隣接地を取得し、その後、建物を建築して敷地内にバスや自動車を駐車させている。当時は、Xが所有する本件土地との境界付近には、植栽をして、本件道路は使用しない状況であった。

しかし、令和2年4月頃、Yは、本件土地との境界付近に駐車場（本件駐車場）を設置し、本件駐車場は、Yの従業員らが本件駐車場に自動車を駐車させる際、本件道路を通行しないと駐車ができないように設置されている。

Xは、YがXの承諾なく本件道路を自動車通行に利用していることについて、日常生活

上不可欠の利益がなく、YはXの承諾なく本件道路を自動車で通行することはできないと主張し、Yが、本件道路を自動車で通行することの禁止および、Yが無断で本件道路を使用したことによる精神的苦痛の損害賠償金として200万円の支払い等を求め、本件訴訟を提起し、第一審では、Xの請求が認容されたが、これを不服としてYが控訴した。

2 判決の要旨

裁判所は、以下のとおり判示し、Xの請求を棄却した。

(1) Yによる本件道路使用の可否、Xによる権利の濫用について

①位置指定道路である本件道路については、建築基準法上、道路内の建築が制限され、私道の変更や廃止も制限される。結果、Yを含む一般公衆は本件道路を通行することができる一方、Xも、本件道路所有者として、本件道路について管理権を有するのであるから、Yによる自動車通行禁止が認められるか否かは、地理的状況、本件道路の従前の使用形態、通行制限の目的・態様、本件道路に接する敷地所有者の敷地利用状況、他の通行手段の有無等、諸般の事情を考慮したうえ、その必要性、相当性を具体的に検討して決するのが相当である。

②本件道路は未舗装で、行き止まりとなっている関係上、主な通行者は、本件土地内の建物の住人に事実上限定されていたが、Yの駐車場設置により公道に出入りするために自動

車通行がされるようになった。しかし、利用者はY従業員の通勤用自動車に事実上限られており、通行頻度ないし回数はさほど多いものではないため、他者による本件道路の自動車通行が妨げられることも、道路としての安全性の低下や近隣の住環境の悪化をもたらすようなこともなかった。仮にYが本件道路を自動車で通行することが禁止されると、Yは本件駐車場を使用することが事実上不可能又は著しく困難となる。本件駐車場については、Yによる設置場所の選択いかんによっては、本件道路を通行せずとも公道に出入りし得た余地はあるものの、Xによる本件道路の自動車通行を一部の者に限る旨の警告表示等がされていたとはうかがわれないから、Yが本件駐車場の設置場所を現在のとおり選択したからといって、これを非難することはできない。

③他方、XがYによる本件道路の通行禁止を求めたのは、Yが無断で本件道路の通行を開始したことによって、精神的苦痛をうけたことによるものにすぎず、本件道路の管理上の理由に基づくものではなかった。

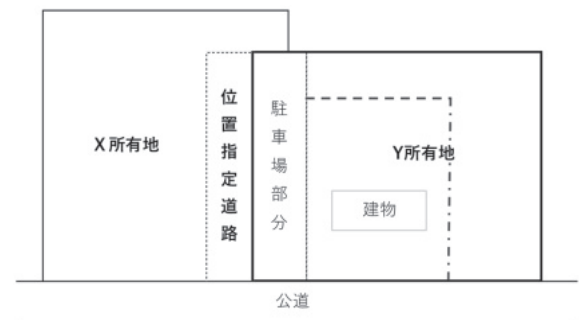
④以上のような事情を総合すれば、Yによる本件道路の自動車での通行は、Xにおいて、位置指定道路の所有者として受忍すべき程度にとどまるものであって、所有権に基づく妨害排除請求権の発生を基礎付けるような妨害行為であるとはいえないか、仮に形式的に見てXの所有権に基づく妨害排除請求権の発生を肯定する余地があるとしても、Xが、本件道路の管理に具体的な支障が生じているとはいえないのに、Yが本件道路の自動車での通行が禁止されることとなれば、本件駐車場の使用不能という看過し難い不利益を被ることを知りつつ、Yからの本件道路の利用方法や管理方法についての協議申入れも一切拒否した上で、本件道路の通行者のうちYのみに対し、本件道路の自動車での通行を全面的に禁

止するよう求めることは、権利の濫用に該当し、許されないというべきであり、以上と異なるXの主張は、採用することができない。

(2) 結論

以上によれば、Xの自動車通行禁止請求は、その余の点について判断するまでも無く、理由がないから、棄却すべきである。

<物件概略図>



3 まとめ

私道通行、特に自動車の通行については、紛争が多く、私道通行者が日常生活上不可欠の利益を有するか、私道所有者に受忍できない程度の損害があるかで判断されるケースが多く、本件でも第一審では、その考え方により原告の通行禁止請求が認容されている。

しかしながら、控訴審では、私道に関する建築基準法上の規制と私道所有者の管理権との調整の問題と捉えて、地理的状況、従前の使用形態や通行制限の目的、私道に接する敷地の利用状況・他の通行手段の有無等、諸般の事情を考慮し、その必要性、相当性を検討して判断している。また、特定の者のみに通行禁止を求めていることは許されないとしている点も併せて、同種の紛争解決において参考になると思われる。